静岡労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1　目　的

職業安定行政の課題である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な 採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行って、当該事業所における公正な 採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

2　推進員設置対象事業所

原則として次の基準に該当する事業所を推進員を設置する事業所として選定するものとする。

（１）常時使用する従業員の数が８０人以上である事業所（（３）を除く。）

（２）常時使用する従業員の数が８０人未満であって、次のいずれかに該当する事業所（（３）を除く。）

①　就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所

②　事業主自らが自発的に推進員を設置する事業所

（３）常時使用する従業員の人数にかかわらず、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う事業所

3　推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から１事業所につき１名を選任するものとする。

ただし、事業所の規模等により推進員の補助者を複数選任することも差し支えないものとする。

4　推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

（１）公正な採用選考システムの確立を図ること。

（２）職業安定行政機関との連携に関すること。

（３）その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

5　推進員の選任状況の把握

公共職業安定所長は、推進員の選任を行った事業主から別添「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」により、報告を求めるものとする。

なお、推進員を設置した事業所で、当該推進員に変更があった場合には、事業主は別添「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」により、推進員の変更を報告するものとする。

6　推進員に対する研修等の実施

静岡労働局及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

附則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１４年４月１日一部改正

令和３年８月１日一部改正

令和８年１１月１日一部改正

別添

公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書

■報告区分（いずれかに〇印）　　（　）新規選任　　（　）変更

１．推進員の情報

氏名（ふりがな）	氏名： ふりがな：
役職名	
選任・変更年月日	令和　　年　　月　　日
変更前の推進員氏名 （変更時のみ）	

２．事業所の情報

事業所所在地	〒
事業所名	
事業主氏名	
電話番号	
従業員数	人
雇用保険適用事業所番号 （例：22●●－●●●●●●－●）	－　　－
※職業紹介事業許可番号	
※労働者派遣事業許可番号	派

上記のとおり、公正採用選考人権啓発推進員を選任・変更しましたので報告します。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長　殿

【記入上の注意】

（１）推進員は、原則として人事担当責任者等、採用・選考について相当の権限を有する方から選任してください。
（２）推進員を変更した場合は、速やかに変更報告を提出してください。変更前の推進員氏名も記入してください。
（３）従業員数は、支店・営業所等で提出する場合は、その事業所内の人数を記入してください。
（４）※印の欄は、該当する事業所のみ記入してください。
（５）本報告書は、事業所を管轄するハローワークへメール又は書面（郵送可）により提出してください。